

保険で良い歯科医療の実現を求める意見書

歯や口腔を健康な状態に保ち、咀嚼や口腔機能を維持・回復することは全身の健康の増進や療養・介護のQOL（生活の質）を向上させるとともに、医療費の抑制にも役立つことが「8020運動」等によって実証されている。

しかし、公的医療保険の窓口での自己負担割合が高いことに加え、歯科医療は医療技術の進歩に伴う新しい治療行為の多くが保険給付の対象とされていないことから、患者の医療費負担が大きく、歯科治療が受けにくい状況になっている。

また、歯科医療の内容を左右する診療報酬は、長年低く抑え続けられているのが実情である。歯科医療技術の進歩や保険医療における歯科の位置づけの重要性を踏まえ、診療報酬の面からも適正な技術評価を行うことが求められている。

同時に、歯科医師だけでなく、公的歯科医療を支える歯科技工士や専門的口腔ケアの主要な担い手である歯科衛生士を支える適正な評価もさらに高める必要がある。

医療費の窓口負担割合の軽減と歯科の保険給付範囲の拡大は、患者・国民の強い願いである。

さらに2011年に成立した「歯科口腔保健法」を実効あるものとするために、国及び各自治体において、総合的・具体的な歯科口腔保健の推進が期待される場所である。

以上の点から、患者・国民が安心して保険でより良い歯科医療を受けられる措置を講じるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月24日

茨城県つくばみらい市議会

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣及び厚生労働大臣